

産業労働部

産業観光委員会

【議案関係資料】

9月8日提出

令和8年第2回定例会（9月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和8年9月8日
産業労働部

【補正予算・議案（条例）関連】

産業政策課	経営安定資金貸付事業（中東情勢対策枠）及び秋田県中東情勢に係る 中小企業経営安定臨時対策基金条例について……………	3
	企業立地・導入促進資金貸付事業について……………	5
商工業振興課	地域商業販売力強化プロジェクト事業について……………	6
企業業務課	山瀬発電所大規模改良事業に係る継続費の変更について……………	7

**経営安定資金貸付事業（中東情勢対策枠）及び
秋田県中東情勢に係る中小企業経営安定臨時対策基金条例について**

産 業 政 策 課

1 経営安定資金貸付事業（中東情勢対策枠）

(1) 目 的

中東情勢の影響により経営に支障を来している県内中小企業等の資金繰りを支援するため、低利・低保証料率の融資枠を創設する。

(2) 概 要

- ・融 資 対 象 最近3か月間の平均売上高総利益率または平均売上高営業利益率が前年同期から 10%以上減少している県内中小企業等
- ・融 資 枠 40 億円
- ・貸付限度額 4,000 万円
- ・貸 付 利 率 1.80%（通常枠から△0.40%）
- ・保 証 料 率 0.95%以下（保証料を 1/2 補助）
- ・貸 付 期 間 5年以内（据置1年以内）
- ・実 施 期 間 令和8年10月15日～令和9年3月31日（予定）

(3) 予算額

93,600千円

財源内訳（国） 93,600千円）
（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用）

内訳	保証料補助	7, 200 千円
	積立金	86, 400 千円

※債務負担行為額	保証料補助	86, 400 千円
	損失補償	89, 040 千円

2 秋田県中東情勢に係る中小企業経営安定臨時対策基金条例

(1) 制定理由

経営安定資金貸付事業（中東情勢対策枠）に係る保証料補助（令和9～13年度）に充てる資金として、秋田県中東情勢に係る中小企業経営安定臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する必要がある。

(2) 内 容

- ① 中東情勢の変化によりその経営に影響を受けた中小企業の経営の安定に資するため、金融機関からの借入に係る中小企業者に対する支援に係る臨時の事業に充てる資金として、基金を設置する。（第1条関係）
- ② 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用及び相殺のための処分に関し必要な事項を定めることとする。（第2条～第7条関係）
- ③ 積立額 86, 400 千円

(3) 施行期日等

- ・この条例は、公布の日から施行することとする。
- ・この条例は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

企業立地・導入促進資金貸付事業について

産業政策課

1 概要

誘致企業等が行う工場の新增設等の設備投資に係る費用を、長期かつ低利な資金により支援する。

- ・貸付時期 令和8年12月（予定）
- ・貸付額 310,000 千円
- ・貸付期間 15 年以内（据置2年以内）
- ・貸付利率 1.55%

2 予算額 124,000千円（預託金）

【参考】事業概要

- ・貸付対象 誘致企業等が行う投下固定資産額1億円以上の工場等の新增設、空工場の活用等
- ・貸付限度額 投資額の50～70%（上限10億円）
- ・貸付条件 利率1.65%（輸送機、アグリ（食料品）関連、電気業、賃金水準向上企業は1.55%）
償還期間15年以内（据置2年以内）
- ・貸付実績
令和5年度 0件
令和6年度 2件（新規貸付額1,270,000千円）
令和7年度 0件

地域商業販売力強化プロジェクト事業について

商工業振興課

1 目 的

物価高騰に直面する地域経済を下支えするため、商店街等の団体が実施するイベントやクーポン発行等の消費喚起につながる活動を支援する。

2 概 要

- ・補 助 対 象 者 商店街等の振興を目的とする団体、県内中小企業者等で構成される団体
- ・補助対象経費 消費喚起のためのイベント開催・クーポン発行等に要する経費
- ・補助対象期間 令和8年10月上旬から令和9年1月31日まで
- ・補 助 率 10／10
- ・補助上限額 加盟事業者数50以上の団体 : 5,000千円
加盟事業者数30以上50未満の団体 : 3,000千円
加盟事業者数30未満の団体 : 2,000千円
- ・委 託 先 秋田県中小企業団体中央会

3 予算額

107,408千円

財源内訳 [⊖ 107,408千円]

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用予定)

内訳	補助金	107,000千円
	委託料 (広告宣伝費等)	408千円

【参考】令和8年度当初予算分実施状況

採 択 : 76団体 (催事・イベント31件、プレミアム商品券22件、値引・割引17件 等)

申請総額 : 299,731千円 (予算額 300,000千円)

山瀬発電所大規模改良事業に係る継続費の変更について

企業業務課

1 目 的

令和8年2月に公告した山瀬発電所の電気設備全体の更新を行う水車発電機等更新工事の入札が不調となったことから、発注方法や工事費の見直しにより、改良費等の継続費を変更し、再公告を行う。

2 見直し内容

(1) 発注方法

- 機器製作・据付工事（水車発電機、電気設備）と、解体工事（コンクリート撤去等）の分離発注
- 分離発注に伴う入札参加要件の変更（共同企業体→単体企業）

(2) 工事費

- 入札辞退者等へのヒアリングなどによる資機材価格の見直し
- 物価上昇による実勢価格を踏まえた資材費や労務費の見直し

[継続費の変更内訳]

	当 初	変 更	変更内容	備 考
工 期	R7～R12年度	R7～ <u>R13年度</u>	+1年間	
継続費	26.02億円	<u>37.13億円</u>	+11.11億円	1.43 倍
営業費用	2.52億円	<u>3.74億円</u>	+1.22億円	1.48 倍
改良費	23.50億円	<u>33.39億円</u>	+9.89億円	1.42 倍

<参考資料>

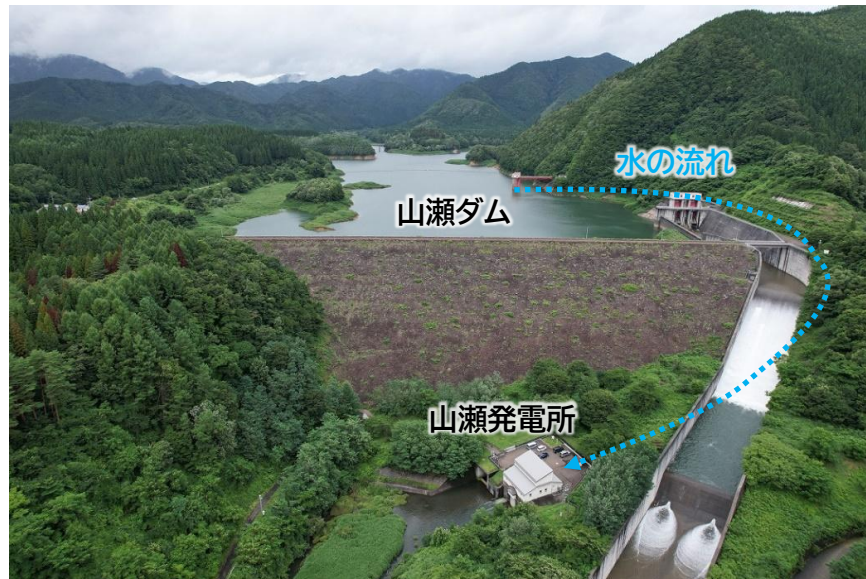
発電所諸元

所 在 地	大館市岩瀬（山瀬ダム直下）
運 転 開 始	平成3年4月7日
発 電 出 力	最大2,100キロワット
使 用 水 量	最大5.5立方メートル／秒
有 効 落 差	48.85メートル
供 給 電 力 量	10,661,000キロワットアワー／年 （一般家庭の約3,300世帯分）

事業工程

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施設計	■							
水車発電機 工事		発注・契約	機器製造			据付 試験		
解体工事				撤去				
当初工程：■ 変更工程：■				発注・契約	機器製造	据付 試験		
				発注・契約	撤去			
				発電停止▲		発電開始▲		
				発電停止▲		発電開始▲		

全景



水車発電機

